諮問庁:日本年金機構

諮問日:平成28年9月6日(平成28年(独情)諮問第73号)

答申日:平成29年5月29日(平成29年度(独情)答申第7号)

事件名:特定個人の健康保険の資格取得年月日等が記載された文書の不開示決

定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定会社の代表取締役 特定個人の健康保険の資格取得年月日及び喪失年月日の記載された書面」(以下「本件対象文書」という。)につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成28年7月27日付け年機構発第10号により行った不開示決定(以下「原処分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 審査請求人は特定社会保険事務所に勤務する厚生労働事務官であったが、社会保険庁解体に伴い分限免職になり、現在、特定高等裁判所 において分限免職の取消しを求める裁判を係争中である。

イ 開示請求に至るまでの経緯

- (ア)特定社会保険事務所及び特定年金事務所では,「特定会社」という事業所の社会保険料の不払いを20年以上黙認していた。
- (イ)本来、社会保険料を滞納した場合、督促状を発送しなければならないが、督促状を発送すると苦情が来るとのことで、督促状は発送していない(国税徴収法上、督促状を発送しないと差押えができない)。
- (ウ) この事業所の代表者の特定個人は行政対象暴力で有名なヤクザで、かつて、特定市長を脅すなどして、詐欺と強要の罪で特定警察署に逮捕され、1審では両方について有罪になったが、その後、詐欺については無罪になり「冤罪ヒーロー」のごとく振る舞ういわくつき

の人物である。

(工)審査請求人は当時の特定社会保険事務局の総務課長に対し、何故、 特定会社の社会保険料不払いを黙認しているのかと問うと、総務課 長は「職員に危害が加えられるといけないからだ」と回答した。ヤ クザなら社会保険料を払わなくても良いらしい。

なお、国税の場合、ヤクザが国税を滞納したときは、「特別国税 徴収官(トッカン)」という専門職員が国税局と税務署に置かれ、 滞納処分をしている。

- (オ)審査請求人は社会保険庁長官室にも保険料不払い黙認の事実を伝え、対処を求めた。しかし、長官室の職員は、特定社会保険事務局 長の「そういう事実はない」という虚偽の報告で幕を引こうとした。
- (カ) そこで審査請求人が「特定会社の保険料の収納記録を見たのか」 と問うと、長官室の職員は「見ていない」と回答した。そこで審査 請求人が「保険料の収納記録を見ないと局長の言うことが本当かど うか分からないではないか」と言うと、長官室の職員は「局長の言 うことが嘘なら、その責任は局長がとる」と言った。
- (キ)社会保険庁長官が特定会社の保険料の収納記録を見ると、それに ついて何らかの対処をしなければならず、かつ、マスコミも騒ぐた め、意図的に保険料の収納記録を見ないようにしたのは明らかであ る。
- (ク) また、審査請求人は会計検査院にもこの事を内部告発したが、会 計検査院は何ら対処しなかった。
- ウ 特定個人のその後について
- (ア) 特定個人は、特定銀行から金を返すよう要求されていた。
- (イ) これに対して特定個人は、ある団体を自分の代理人にするので。 この団体と交渉しろとの内容証明郵便を、特定銀行に送付した。
- (ウ) これに対して、特定銀行は、顧問弁護士を通じて「ある団体を代理人と認めることはできない」と特定個人に回答し、その後、特定個人とその妻に対して貸し金の返還を求める訴訟を提起した。
- (エ) その後、特定個人は妻から離婚請求の訴訟を提起された。そのためか特定個人は家を追い出されたらしく、数十日間特定ホテルに滞在し、宿泊代金を踏み倒して蒸発した。
- (オ)特定個人はホテル従業員に対して「自分は、特定運送会社の会長だ」と述べていたため、特定個人が蒸発した後、ホテル側が特定運送会社を訪問すると、特定運送会社側は「うちと特定個人とは関係ない」と回答した。

特定運送会社の商業登記の登記事項証明書をみると、特定個人が特定運送会社の役員になっていた記録はなかった。

(カ)特定個人の親族の一人のブログをみると「特定個人が死んだ」と 書かれていた。この記述が事実なら、特定個人はすでに死んでいる ことになる。

また、蒸発後は親族のところに身を寄せていた可能性もある。

- エ 本件不開示決定処分の違法性について
- (ア) 不開示とした理由について通知書は「法5条1号の個人に関する情報に該当するため」としている。
- (イ)だが、同条で不開示とされる個人情報とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の2種類である。
- (ウ)本件不開示の理由はこの2種類のどちらになるのか,通知書には 書かれていない。一体どちらなのだろうか。
- (エ)特定個人の住所、氏名は特定会社の商業登記簿に記載されており、 特定会社の登記事項証明書を見れば、誰でも知ることができ、また、 特定個人の情報はインターネットでも大きく取り上げられている。 したがって、開示を求める文書に、特定個人の氏名が書かれてい るという理由のみで不開示決定するのは失当である。
- (オ) また、審査請求人が求めた情報は、特定個人の健康保険の「資格 取得年月日」と「資格喪失年月日」である。これを公にすると特定 個人の権利利益を害するというのだろうか。
- (カ)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独個法」という。)2条では、保護される個人情報は「生存している個人」のものに限られる。前述のとおり、特定個人はすでに死んでいる。したがって、特定個人の情報は、歴史的評価の対象にすべきである。

才 求釈明

本件開示請求を認容した場合、一体どういう実害が生ずるのか明らかにせよ。

力 結語

以上により、審査請求を起こす。

(2) 意見書

- ア 諮問庁の理由説明書に対する反論
 - (ア) 諮問庁は、独個法2条では「個人情報」とは生存する個人の情報というのを認めたうえで、法5条1号(独個法14条2号)の不開示情報の規定では、「個人に関する情報」が不開示とされており、独個法2条で規定される「個人情報」とは同義ではないと主張している。

- (イ)だが、同義ではないという理論が成立するためには、「個人に関する情報」には死者の情報も含まれるという別段の規定があることが必要である。そうでなければ「個人情報」とは「生存する個人」のものと規定した独個法2条の規定が死文化していることになる。
- (ウ) よって、諮問庁が上記別段の規定を証明できない以上、原処分は 取り消されるべきである。

イ 求釈明

(ア) 不開示とする理由として、法 5 条 1 号に該当するためとしているが、本件は同号の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」のどちらに該当するのか特定せよ。

また、それを裏付ける根拠を明らかにせよ。

- (イ)前項に関連して、本件開示請求を認容した場合、一体どういう実 害が生ずるというのか明らかにせよ。
- (ウ) 「個人情報」と「個人に関する情報」の違いを、それを裏付ける 法的根拠も含めて明らかにせよ。
- (エ) 死亡者の個人情報も「個人に関する情報」に含むとする法的根拠 を明らかにせよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 概要

機構が行った法に基づく開示請求に対する決定に対し、機構あてに不服 申立てがなされたことから、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行う もの。

2 経過

(1) 開示請求(平成28年7月6日)

機構に対して、次の開示請求がなされた。

「特定会社の代表取締役特定個人の健康保険の資格取得年月日及び資格 格喪失年月日の記載された書面」

(2)原処分(平成28年7月27日)

以下の理由により、不開示決定する。

理由:法5条1号の個人に関する情報に該当するため不開示とした。

(3)審査請求(平成28年8月8日)

機構の審査請求人に対する平成28年7月27日付け法人文書不開示 決定(年機構発第10号)の処分を取り消すとの裁決を求める審査請求 が行われる。

3 見解

法5条1号該当性について

独個法2条において、「個人情報」とは生存する個人に関する情報と 定義づけられているが、法5条1号(独個法14条2号)の不開示情報 の規定では、「個人に関する情報」が不開示とされており、独個法2条 で規定される「個人情報」とは同義ではないため、死亡者の個人情報も 「個人に関する情報」に含むことから、法5条1号の個人に関する情報 に該当することは明らかである。

4 諮問

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不 服申立ては棄却するべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月6日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月29日 審議

④ 同年10月5日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成29年4月20日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年5月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定会社の代表取締役 特定個人の健康保険の資格 取得年月日及び喪失年月日の記載された書面」である。

処分庁は、本件対象文書について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消すべきとしている。これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、原処分の妥当性について、以下、検討する。

- 2 原処分の妥当性について
- (1)本件開示請求は、特定個人の氏名、会社名及び役職名を明らかにして、 当該特定個人の健康保険の資格取得年月日及び喪失年月日の記載された 文書の開示を求めるものである。

公的医療保険には、全国健康保険協会管掌の健康保険、健康保険組合 管掌の健康保険、国民健康保険、公務員の共済組合の短期給付事業など があるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、日本 年金機構がデータを保有するものは、事業主から厚生年金保険料と一緒 に保険料を徴収している全国健康保険協会管掌の健康保険であるとのこ とである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が全国健康保険協会管掌の健康保険に加入していた事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになると認められる。

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの については、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報と規定し ている。

本件存否情報は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在している か否かを答えるだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することになる ため、本来であれば、法 8 条の規定により開示請求を拒否すべきもので あったと認められる。

- (2)本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否 すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象 文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、 原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対 象文書を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子